

教職第1013号  
平成22年9月14日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長

北海道教育庁総務政策局  
教職員課服務担当課長

学校職員の不祥事の防止について（通知）

学校職員の不祥事防止等については、これまでも「教職員の服務規律の保持について」（平成22年7月15日付け教職第694号北海道教育委員会教育長通知）により、実効ある取組についてお願いしているところですが、依然として不祥事が後を絶たず、この度、わいせつ事故で2件の懲戒処分を行ったところです。

今回の事故は、小学校教諭が自校の女子児童の体を触るなどいかがわしい行為を行ったこと、及び高等学校教諭が自校女子生徒と淫行を繰り返していたことから、いずれも「免職」の処分を行ったものです。

また、去る8月23日に中学校教諭が、北海道青少年健全育成条例違反容疑で逮捕され、さらに、小学校校長が女性のスカートの中を携帯電話のカメラで撮影したとして北海道迷惑防止条例違反容疑で任意の事情聴取を受けております。

このたびの不祥事は、児童生徒を指導する立場にある教職員として、また、所属職員を指導監督する立場にある管理職として、断じて許されるものではなく、教職員としての適格性を論ずるまでもなく極めて憂慮すべき事態であります。

つきましては、各学校、各市町村教育委員会において今回の事例を周知し、この機会に、服務規律の保持について所属職員への指導の徹底を図るとともに、学校職員の不祥事根絶に向けた取組の徹底をお願いします。

（人事法規グループ）